

ホテル等宿泊後は請求をお忘れなく

# 宿泊補助

補助額

4000円

上限

会員の支払った宿泊費を一部補助します

宿泊施設すべてOK！  
領収書原本があれば請求できます

各種助成金や  
割引との併用可

事前申請  
不要

ツアーでの宿泊  
も可

**対象** 会員（正規教職員・再任用フルタイム）

**請求** 「宿泊施設利用補助金請求書」に  
領収書原本を添付

**金額** 4,000円上限

**回数** 年度内1回のみ

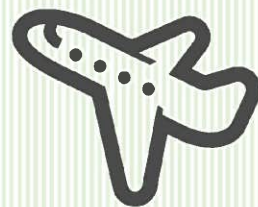
お問い合わせ・請求先

（一財）北九州市教職員互助会

TEL 093-941-5897

URL <https://kitakyu-kyogo.or.jp>

## 領収書について



宿泊費の支払先(宿泊施設・旅行会社・宿泊予約サイト)が発行する領収書を添付してください。

<領収書の要件>

- ・ 原本であること
- ・ 宛名は「請求者(会員)本人のフルネーム」であること
- ・ 宿泊施設名称と宿泊日が確認できること  
(領収書に記載がない場合は、明細書等コピーを添付)

## 補助金額について

- ・ 宿泊費のうち、各種助成金、割引、ポイント等による支払部分を除いた金額(自己負担額)が対象
- ・ 宿泊日数、人数にかかわらず、自己負担額が4000円以上の場合は4000円、4000円未満の場合はその金額を補助
- ・ 同一年度内の複数の宿泊の合算も可(各領収書を添付)



当年度分(4/1~3/31宿泊)は  
翌年度4/15までにご請求ください。

宿泊補助の詳細・請求書取得は  
市互助会ホームページからお願いします

